

川崎市あんしん見守り一時入院事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、医療依存度の高い在宅で療養中の者が、居宅において療養が困難となった場合に、医療機関への入院治療により、療養の継続及び家族の支援を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

(実施機関等)

第3条 本事業は、川崎市が公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）に委託するとともに、対象者の主治医又はかかりつけ医等の関係機関の協力を得て実施するものとする。

2 病院協会は、本事業が円滑かつ効果的に運営されるように努めるものとする。

(利用対象者)

第4条 本事業の対象者は、市内に居住しており、人工呼吸器による常時管理や頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等の高度な医療的ケアを必要とする在宅で療養中の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法第19条第1項に基づき要介護認定された者

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に基づき特定医療費の支給認定を受けた者。

(3) 身体障害者手帳（肢体不自由）1級又は2級、かつ、療育手帳A1又はA2の判定を受けた者（以下「重症心身障害児者」という。）

(4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定する者

2 前項に関わらず、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）であって、一時的な療養が医療機関以外では困難である等、本事業の利用を特に必要と認める者は、本事業の対象者とすることができる。

3 第1項第2号から第4号まで及び前項に規定する利用対象者のうち児童については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までを利用対象期間とする。

(利用条件)

第5条 本事業を利用する条件は、対象者の容態が安定しており、家族等の事情も考慮して入院が必要であると医師が認めた場合とし、日常的に必要な医療的ケア以外の医療（急性症状の治療や検査等）を必要とする場合は対象としない。

(利用日数)

第6条 本事業を利用できるのは、原則として同一月内に7日までとする。

(登録医療機関)

第7条 本事業は、あらかじめ病院協会に登録された市内の医療機関（以下「登録医療機関」という。）において利用できるものとする。

(利用登録の手続き)

第8条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、あんしん見守り一時入院事業利用登録申請書（第1号様式）に、主治医の診療情報提供書（第2号様式）及び、第4条に規定する利用対象者であることを証明する書類（第4条第1項第1号から第3号までの対象者のみ）を添付して、市長に登録の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、申請者に対し、あんしん見守り一時入院事業決定（却下）通知書兼登録証（第3号様式。以下、「登録証」という。）を交付するものとする。

(利用登録の変更又は廃止)

第9条 前条第2項により登録証を交付された者（以下、「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、あんしん見守り一時入院事業利用変更（廃止）申請書（第4号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等の申請内容に変更が生じたとき
- (2) 事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第4条第1項各号及び第2項の状態に該当しなくなったとき

2 市長は、前項による届け出を受理したときは、内容を審査し、あんしん見守り一時入院事業利用変更（廃止）決定通知書（第5号様式）により登録者に通知するものとする。

（利用登録の取消）

第10条 市長は、登録者が第4条第1項各号又は第2項の状態に該当しないと認めるときは、本事業の利用登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項により登録の取り消しを行う場合、あんしん見守り一時入院事業登録取消通知書（第6号様式）により登録者に通知するものとする。

（利用登録の更新）

第11条 登録者のうち児童であって、第4条第3項に規定する利用対象期間が満了する日の翌日以降も引き続き本事業の利用を希望する者は、第4条第1項第2号又は第3号に該当する場合、利用登録を更新することができる。

2 前項に規定する利用登録の更新を希望する者は、あんしん見守り一時入院事業利用登録更新申請書（第7号様式）に、主治医の診療情報提供書（第2号様式）及び第4条第1項第2号又は第3号に規定する利用対象者であることを証明する書類を添付して、市長に更新の申請を行うものとする。

3 前項に規定する更新の申請は、18歳に達する日以前の直近の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に申請を行うものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、申請者に対し登録証を交付するものとする。

（利用の申込方法）

第12条 第4条第1項第1号に該当する登録者並びに同項第2号及び第3号に該当する登録者のうち児童ではない者については、主治医を通じて登録医療機関に利用の申込を行うものとする。

2 第4条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に該当する登録者のうち児童については、別表に掲げる機関に利用の申込を行うものとする。

（実績報告）

第13条 登録医療機関は、受け入れた実績を病院協会に報告するとともに、病院協会は各登録医療機関の実績を取りまとめて市長に報告するものとする。

（費用負担）

第14条 本事業による入院に関わる費用のうち、診断書料、社会保険各法又は介護保険法の定めによる一部負担金、利用者の選択により提供される日常生活上の便宜に要する費用及び入院又は退院する際の移送に要する費用については、登録者が負担するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において神経難病患者等一時入院事業実施要綱（18川健疾第683号）第3条の規定に基づき指定を受けていた以下の医療機関については、施行日において第7条第2項に規定に基づき難病患者受入病院として病院協会に登録されたものとみなす。

- (1) 聖マリアンナ医科大学病院
- (2) 関東労災病院
- (3) 川崎みどりの病院
- (4) A O I 国際病院
- (5) 箱根病院

- 3 施行日の前日において神経難病患者等一時入院事業実施要綱第10条の規定に基づき登録されていた難病患者については、施行日において第8条第5項の規定に基づき医療機関利用者として登録されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、旧川崎市あんしん見守り一時入院等事業実施要綱第4条の規定に基づき登録されている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第7項における短期入所の支給決定を受けている重症心身障害者であって、医療的ケアを必要とする者については、第4条に関わらず、本事業の利用対象者とすることができる。

(施行前の準備)

3 この改正後の要綱を施行するために必要な手続きは、この改正後の要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日時点において、旧川崎市あんしん見守り一時入院等事業実施要綱第4条の規定に基づき登録されている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第7項における短期入所の支給決定を受けている重症心身障害者であって、医療的ケアを必要とする者については、第4条に関わらず、本事業の利用対象者とすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

名称	所在地
総合リハビリテーション推進センター	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく2階
地域相談支援センターそれいゆ	麻生区万福寺1-1-1 新百合丘シティビル304

あんしん見守り一時入院事業利用登録申請書

年 月 日				
川崎市長				
[申請者] 住 所				
氏 名				
利用者との続柄 ()				
電話番号				
川崎市あんしん見守り一時入院事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり申請します。				
利用登録者	ふりがな		電話番号	
	氏 名			
住所	〒	区	生年月日	年 月 日
	氏 名	利用者との続柄 ()	電話番号	
緊急連絡先	氏 名	利用者との続柄 ()	電話番号	
病 名				
対象区分 (当てはまる 番号に○)	1	要介護認定を受けている		
	2	特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている		
	3	重症心身障害児（者）		
	4	医療的ケア児		
個人情報の 取扱について	<input type="checkbox"/> 本申請にあたり、事業の利用に関し必要な事項について、市が保有する個人情報を照会すること、及び関係機関へ情報提供することに同意します。			
関係 機 関	主治医			電話番号
	居宅介護支援事業所 (名称) (担当者名)			電話番号
	訪問看護ステーション (名称) (担当者名)			電話番号
	その他の相談支援機関 (名称) (担当者名)			電話番号

第2号様式

診療情報提供書

提出先) 川崎市長

氏名			生年月日	年	月	日	年齢	歳	性別	男	女
診断名	主診断名 合併症			既往歴 (入院・手術・骨折等主なもの)							
経過											
処方内容 <small>※別紙 (処方箋写し) 添付可</small>											
発作	発作時の状況 発作時の対処										
アレルギー (薬・食事)											
気管切開	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	気切部の状態やカニューレ抜去時の対応等									
人工呼吸器	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	使用状況	24時間 夜間のみ								
酸素											
吸引											
吸入											
経管栄養	<input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃瘻 <input type="checkbox"/> 腸瘻	チューブ タイプ サイズ・その他									
その他の処置	(例) 中心静脈栄養、腹膜透析等										
急変時の対応等											
対象要件	以下に該当する状態であると認める。(いずれか該当する□に必ずチェック) <input type="checkbox"/> 高度な医療的ケア (人工呼吸器による常時管理や頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析) が必要である <input type="checkbox"/> 上記以外の児童 (18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校に在籍している者) であり、医療機関での一時的な療養が必要である										

記入日) 年 月 日

医療機関住所: _____ 電話: _____

施設名: _____ 医師氏名: _____

(自署の場合は押印不要)

様

川崎市長

あんしん見守り一時入院事業決定（却下） 通知書兼登録証

川崎市あんしん見守り一時入院事業について、次のとおり決定したので通知します。

1 登録者氏名

2 登録者住所

3 決定内容 決定 ・ 却下

- 4 決定理由
- 要綱第4条第1項第1号から第3号までに該当するため
 - 要綱第4条第1項第4号に該当するため
(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校に在籍している者)
 - 要綱第4条第2項に該当するため
(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校に在籍している者)
 - 要綱附則に該当するため
 - 上記のいずれにも該当しないため

5 登録番号

第4号様式

あんしん見守り一時入院事業利用変更（廃止）申請書

年 月 日

川崎市長

申請者 住所
氏名
電話番号

あんしん見守り一時入院事業について、以下の通り申請内容に変更が生じたので、申請します。

1 変更区分（ 廃止 ・ 変更 ）

※廃止の場合は2、変更の場合は3をご記入ください。

2 廃止理由（当てはまるものに○）

（1）川崎市外への転居のため

（2）事業を利用する必要がなくなったため

（3）事業の対象となる状態ではなくなったため

（4）その他（ ）

3 変更内容（変更箇所のみ記載してください）

利用者	ふりがな	
	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（電話 ）

あんしん見守り一時入院事業利用変更（廃止）通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

川崎市長

あんしん見守り一時入院事業利用変更（廃止）申請について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定内容 廃止 ・ 変更
- 2 廃止理由・変更内容

あんしん見守り一時入院事業登録取消通知書

第 号
年 月 日

登録者 住所
氏名

川崎市長

川崎市あんしん見守り一時入院事業実施要綱第10条に基づき、次のとおり登録を取り消したので通知します。

取消理由 要綱第4条第 項第 号の状態に該当しないと認めたため。

あんしん見守り一時入院事業利用登録更新申請書

年 月 日				
川崎市長				
[申請者] 住所				
氏名				
利用者との続柄 ()				
電話番号				
川崎市あんしん見守り一時入院事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり申請します。				
利用登録者	ふりがな		電話番号	
	氏名			
	住所	〒 区	生年月日	年 月 日
緊急連絡先	氏名	利用者との続柄 ()	電話番号	
登録番号	※すでに交付されている登録証に記載されている登録証番号（5桁）を記入してください。			
病名				
対象区分 (当てはまる番号に○)	1	特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている		
	2	重症心身障害者		
個人情報の 取扱について	<input type="checkbox"/> 本申請にあたり、事業の利用に関し必要な事項について、市が保有する個人情報を照会すること、及び関係機関へ情報提供することに同意します。			
関係 機 関	主治医			電話番号
	居宅介護支援事業所 (名称) (担当者名)			電話番号
	訪問看護ステーション (名称) (担当者名)			電話番号
	その他の相談支援機関 (名称) (担当者名)			電話番号